

患者さんのための3つの宣言実践医療機関登録要綱

(平成26年7月16日医第395号保健医療部長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県が進める患者さんのための3つの宣言実践医療機関登録事業（以下「事業」という。）に基づく医療機関の登録について、必要な事項を定めることにより、患者本位の医療の普及・定着を推進することを目的とする。

(登録の対象)

第2条 本事業に基づく登録の対象は、県内医療機関とする。

(登録方法)

第3条 登録は、医療機関からの申請に基づき、次に掲げる事項の趣旨を理解し、実践が期待できる医療機関について行う。

- (1) 患者に対し十分な説明を行い、同意を得て医療を提供すること。
- (2) 患者の診療情報を開示すること。
- (3) セカンド・オピニオン（主治医以外の医師に意見を聞くこと）に協力すること。

(宣言書)

第4条 登録医療機関には、前条の趣旨に従い、宣言した事項を記載した宣言書（患者さんのための3つの宣言）を交付する。

2 登録医療機関は、宣言書を院内の患者から見やすい場所に掲示しなければならない。

(登録の取消)

第5条 県は、登録医療機関が登録医療機関としてふさわしくないと認められる場合には、登録を取り消すことができる。

2 登録の取消をするときは、県、一般社団法人埼玉県医師会及び学識経験者の三者で構成する委員会に諮り、その意見を聴かななければならない。

(登録医療機関情報の公表)

第6条 県は、医療機関に係る登録、登録取消及び登録事項の変更を行ったときは速やかにホームページ等により公表する。

附 則

この要綱は、平成18年1月20日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月16日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に登録された医療機関については、この要綱により登録されたものとみなす。